

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
汎用申請対象手続一覧 (別表)		汎用申請対象手続一覧 (別表)	
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】		【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
事前教示回答書（変更通知書） （減免税回答用）に関する意見の申出	(省略)	(同左)	(同左)
<u>原産地証明書の貨物を分割して輸入する場合の通関数量の確認手続</u>	<u>関基68-3-9(4)、(5)</u> <u>関基68-5-17（関基68-3-9(4)、(5)を準用）</u> <u>暫定基8の2-10（関基68-3-9(4)、(5)を準用）</u>	(新設)	(新設)
通関業許可申請	(省略)	(同左)	(同左)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)